

令和3年度 教育・保育給付認定に係る現況届のご案内 【企業主導型保育施設用】

企業主導型保育施設の利用にあたり、高知市で認定を受けられている方は年に一度、世帯状況や保育の必要性について、現況の確認を行います。

本案内をご確認いただき、必要書類のご提出にご協力をお願いします。

(1) 提出書類

- ① 現況届
- ② 保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）

※注 2人以上同時に施設を利用中の場合は、上記②の書類の添付は1部ずつで構いません。（弟妹児分は省略可能）きょうだいか別々の施設を利用中の場合は、現況届はそれぞれの施設に、上記②の書類は上のお子さんの現況届へ添付のうえご提出ください。

(2) 提出先…利用中の施設

※保育幼稚園課へ「親展扱い」で提出を希望する方は、書類を封筒に入れ、表に利用中の施設名、児童の氏名・生年月日、「親展扱い」と記載し、封緘の上、利用中の施設へご提出ください。

※ご提出いただいた書類は、教育・保育給付認定に関する事務以外の目的には使用しません。

(3) 提出期日…令和3年6月25日（金）

※添付書類が提出期限までに揃わない場合は、期日までに提出可能な書類のみ先に利用中の施設へ提出し、不足書類は整い次第、直接保育幼稚園課にご提出ください。（郵送可）



この案内についてご不明な点は、下記までお問い合わせください。

高知市保育幼稚園課 入所担当

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号

Tel : 088-823-4012

< 目次 >

1	現況届	P. 1
2	保育必要量（保育時間）の認定	P. 1
3	保育を必要とする事由と保育必要量	P. 1
4	保育の必要性を証明する書類	P. 2
資料	現況届記入例	P. 3~4
様式	教育・保育給付認定に係る現況届	
様式①	就労（予定）証明書	
様式②	診断書	
様式③	介護（看護）状況確認書	

1 現況届

施設利用にかかる世帯状況及び認定事由・有効期間等の確認を行います。確認に際して、有効期間の短縮や書類の追加または再提出が必要となる場合があります。虚偽の記載や不正な書類があった場合は、認定を取り消します。

2 保育必要量（保育時間）の認定

保育必要量の考え方

保育を必要とする場合は、保育の必要性とあわせて保育必要量（保育時間）及び保育を必要とする期間について認定します。保育を必要とする事由と該当する保育必要量の区分は次のとおりとなり、どちらの保育必要量になるかは、保護者の希望により選択するのではなく、原則として市の基準により認定します。なお、保育標準時間・短時間の時間帯は、施設により異なります。

保育必要量の区分	1日あたりの利用時間
保育標準時間	最長 11 時間のうち、原則として 施設長により必要と認められた時間
保育短時間	最長8時間まで

3 保育を必要とする事由と保育必要量

（2号認定：3歳の誕生日の前日から小学校就学まで、3号認定：0歳から3歳の誕生日の前々日まで）

No.	保育を必要とする事由	認定区分	認定の有効期間	保育必要量 ※注
1	就労 (自営業・内職を含む)	2号	小学校就学まで	保育標準時間
		3号	3歳の誕生日の前々日まで	
2	妊娠・出産（産前産後2か月間）	2号	産前産後それぞれ8週（2か月間）	保育標準時間
		3号		
3	妊娠・出産（産前産後3～6か月間） ※認定事由は「市長が認める事由」となります。	2号	産前産後それぞれ3～6か月間	保育短時間
		3号		
4	保護者の病気・障害	2号	障害者手帳等の有期日付または診断書の治療期間の終了日が属する月の末日まで	保育短時間
		3号		
5	同居または長期入院等している親族の看護・介護	2号	卒業または修了予定日が属する月の末日まで	保育を必要とする状況に応じて認定
		3号		
6	就学（職業訓練を含む）	2号	卒業または修了予定日が属する月の末日まで	保育を必要とする状況に応じて認定
		3号		
7	求職活動（起業準備を含む）	2号	3か月間	保育短時間
		3号		
8	災害復旧	2号	小学校就学まで	保育標準時間
		3号	3歳の誕生日の前々日まで	
9	育児休業 ※既に保育施設を利用しているお子さんのみ	2号	育児休業の対象児童が1歳に達する日の属する年度の末日まで	保育短時間
		3号		

※注：保育標準時間を利用できる方が、希望により保育短時間を選択することは可能です。
なお、保育標準時間認定を受けた場合でも、利用が可能な時間帯は、原則として最長 11 時間のうち、保護者の就労等により**真にその時間帯の保育が施設長により必要と認められた時間帯のみ**となります。

4 保育の必要性を証明する書類

2人以上同時に施設を利用中の場合、弟妹児の添付書類は省略可能です。
その際は、上のお子さんの現況届に添付してください。（現況届はお子さん1人につき1枚必要です。）

父母の状況 (保育を必要とする事由)		必要な添付書類 (保育の必要性を証明する書類)	記入者
居宅外労働 【※注1】	就労中・内定	就労証明書<様式①>	雇用主
	産休・育休中	就労証明書<様式①> ※産前産後休暇・育児休業期間の記載があるもの	
自営業 内職 【※注1】	自営業中心者	就労証明書<様式①> +営業の確認ができる書類の写し (営業許可証, 開業届, 登記事項証明書等いずれか1点。 なければ確定申告書でも可。)	自営業 中心者
	自営業協力者	就労証明書<様式①>	
妊娠・出産		母子健康手帳の写し ※表紙+出産(分娩)予定日の記載ページ	
病気・障害		診断書<様式②>または障害者手帳, 療育手帳等の写し (いずれか1点)【※注2】	
看護・介護		要介護・要看護者の診断書<様式②>または障害者手帳, 療育手帳等の写し(いずれか1点)【※注2】 +介護(看護)状況確認書<様式③>	
就学(職業訓練を含む)		学生証, 職業訓練受講指示書等の写し(いずれか1点) +カリキュラム等就学時間が分かる書類の写し	
求職活動(起業準備を含む)			
災害復旧		罹災証明書等	

※注1：就労者自身が事業所(法人)の代表者または経営者である場合は、事業所の経営規模や業態にかかわらず「自営業中心者」となり、営業の確認ができる書類の写しが必要です。

※注2：障害者手帳等を添付の場合、障害名・等級の内容によっては、診断書の提出を依頼する場合があります。

